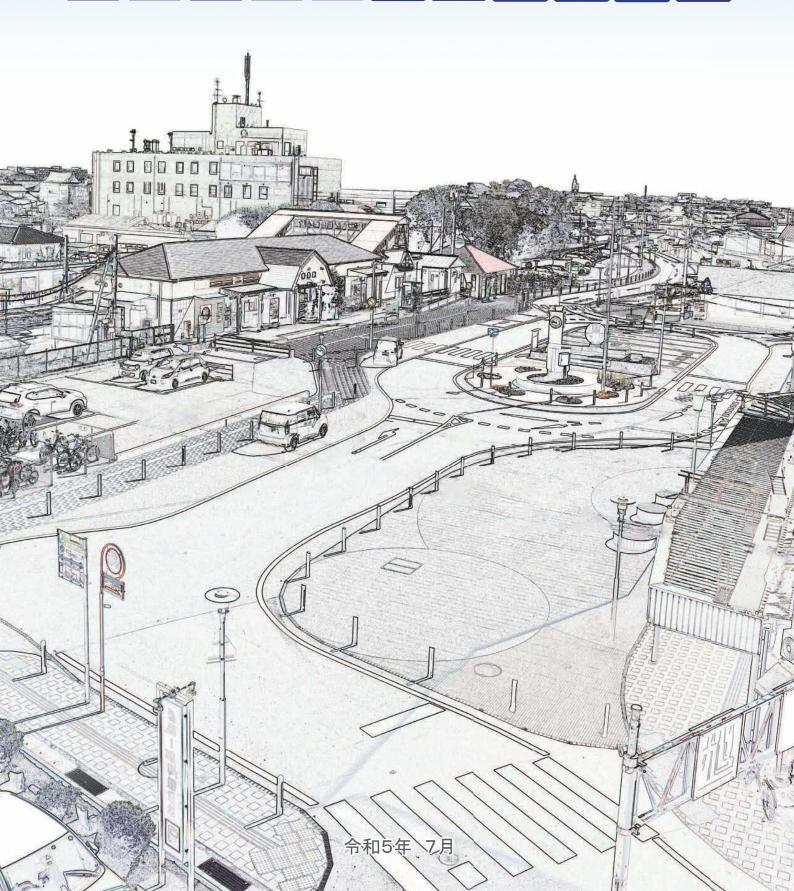
当野川市 オカープラン



目 次

| | | | | |

17,7	=	
1	計画改定の趣旨	1
2	吉野川市都市計画マスタープランの位置づけと役割	1
3	計画の対象範囲	2
4	計画の期間	3
5	計画の構成	4
_		
第1	章 吉野川市の特性と課題	
1	吉野川市の概況	5
2	上位·関連計画	 6
3	まちづくりの特性と課題	8
第2	章 まちづくりの理念と目標	
1	まちづくりの基本理念	36
2	まちづくりの基本目標	37
3	将来人口目標	39
4	将来都市構造	40
_		
第3	章 まちづくりの基本方針	
1	土地利用の方針	45
2	道路・公共交通の整備方針	49
3	公園・緑地の整備方針	52
4	河川・下水道の整備方針	54
5	その他の都市施設の整備方針	56
6	都市防災に関する方針	57
7	自然環境保全に関する方針	59
8	景観形成に関する方針	61

第4章 地域別構想

1	地域区分	63
2	鴨島地域	64
3	川島地域	73
4	山川地域	80
5	美郷地域	88
第5	5章 まちづくりの推進方策	
1	協働のまちづくり	94
2	国や県等の関係機関との連携強化	95
3	実現に向けた適切な制度・手法の研究と運用	95
4	計画の進行管理	96
参考	資料	
計	画策定に関する資料	97
用	語解説1	00

序章

1 計画改定の趣旨

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する 基本的な方針」であり、市町村がその創意工夫のもとに市民意向を踏まえながら、都市の将来の あるべき姿やまちづくりの方向性を定めるものです。

本市では、平成 25(2013)年に「吉野川市都市計画マスタープラン」を策定し、様々な施策を総合的かつ体系的に展開してきました。目標の中間年度となる令和5(2023)年を迎えるとともに、吉野川市立地適正化計画の策定(令和5(2023)年4月)が行われたことから、社会情勢の変化等を踏まえた見直しを行い、新たな「吉野川市都市計画マスタープラン」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

2 吉野川市都市計画マスタープランの位置づけと役割

2-1 上位・関連計画の位置づけと役割

本計画は、市の上位計画である「吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和5年度改定予定)」、徳島県が定める「徳島東部都市計画区域マスタープラン」に即しながら、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、本市の都市計画行政の指針となるものです。

【上位計画】

【徳島県の上位計画】

・徳島東部都市計画区域マスタープラン

【吉野川市の上位計画】

・吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

即する

【都市計画法】

市町村の都市計画に関する基本的な方針

『 吉野川市都市計画マスタープラン 』(都市計画法 第18条の2)

吉野川市立地適正化計画 (都市計画マスタープランの"高度化版")

(都市再生法 第82条)

連携·整合·調整

【吉野川市の関連計画】

【公共施設・住宅の計画】

- ·吉野川市公共施設等総合管理計画
- ·吉野川市公営住宅等長寿命化計画

【農業・林業の計画】

・農業振興地域整備計画

【防災の計画】

- ·吉野川市地域防災計画
- ·吉野川市国土強靱化地域計画

【その他の計画】

- ·吉野川市地域福祉計画
- ·吉野川市環境基本計画

2-2 吉野川市都市計画マスタープランと立地適正化計画の関係

本計画は、本市の都市計画行政をはじめとした総合的なまちづくりの指針となる計画として策定するものであり、「吉野川市立地適正化計画」は、都市計画マスタープランに示すコンパクトなまちづくりに向けた方針に基づき、都市計画区域内の都市機能や居住の誘導等の実現をめざす計画として策定したものです。それぞれ独立した計画ではありますが、密接に関係する計画で、「立地適正化計画」は「都市計画マスタープランの高度化版」と言われています。

そのため、本計画の策定に当たっては、立地適正化計画に位置づけられた居住や都市機能の 誘導、交通ネットワークの形成等に関する内容との整合を図りながら進めていきます。

3 計画の対象範囲

本計画は、本市の総合的なまちづくりの指針として、都市計画区域である鴨島地域をはじめ、 都市計画区域外の川島・山川・美郷地域を含めた行政区域全体を対象範囲とします。

なお、立地適正化計画は都市計画区域を対象とした計画として策定しており、市街化区域内に 都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めています。

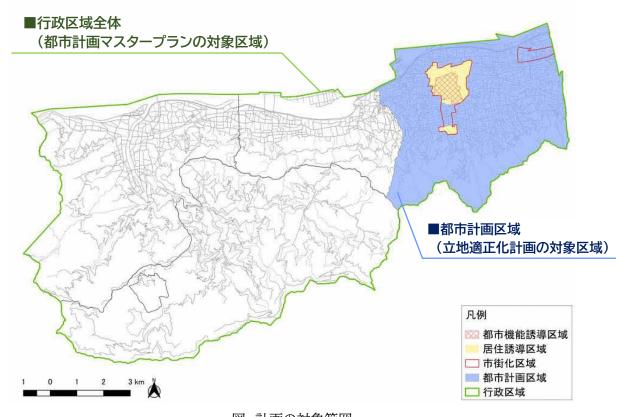


図 計画の対象範囲

4 計画の期間

本計画は、長期的なまちづくりを視野に、令和5(2023)年度を基準年度とし、概ね 20 年後の令和 25(2043)年度を目標年度とします。また、中間目標年度を 10 年後の令和 15(2033)年度とし、計画の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。

なお、中間年度以前においても、他の上位・関連計画の動向や社会経済情勢の変化等を踏ま え、必要に応じて見直しを行うこととします。



5 計画の構成

本計画は、本市の特性や課題を踏まえ、「全体構想」と「地域別構想」にて、まちづくりの将来像や整備方針を示します。

全体構想では、市全体の将来都市構造や土地利用、都市整備の方針等を示し、地域別構想では、地域の特性を活かした、より詳細なまちづくりの方向性や整備方針等を示します。

